

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.87

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者（一社）北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道庁別館西棟 TEL011-221-0110 FAX011-221-4210

災害に便乗した義援金サギに注意！

道警によると、自治体や企業名をかたり、義援金名目で現金をだまし取ろうとする事案が発生する恐れが高いとして注意喚起しています。道内では、まだ具体的な被害は確認されていないが、公的な団体は電話や訪問で義援金を求めることはありません。不審に思ったら、警察相談電話（#9110）の利用を呼びかけています。

～ 損害保険の契約照会等について ～

（一般社団法人 日本損害保険協会 より）

この度の平成 30 年北海道胆振東部地震により、被災された方々へ、お見舞い申し上げます。一般社団法人 日本損害保険協会では、平成 30 年北海道胆振東部地震により災害救助法が適用されたこと等を受け、以下の対応をしています。

自然災害等損保契約照会センター

災害救助法が適用された地域で、家屋損壊等により保険契約に関する手掛かりを失った方に対して契約照会を受付けます。原則として被災された方（ご本人）、被災された方（ご本人）の親族（配偶者・親・子・兄弟姉妹）からのご照会に限ります。

☎ フリーダイヤル： 0120-501331

受付時間： 9:15 ～ 17:00（土日祝日および 12 月 30 日～1 月 4 日を除く）

各種損害保険（自賠責保険除く）特別措置実施

1. 継続契約の終結手続き猶予
災害救助法適用日から最長 2 か月後の末日まで（2018 年 11 月末日まで）猶予できるものとします。
2. 保険料の払い込み猶予
災害救助法適用日から最長 2 か月後の末日まで（2018 年 11 月末日まで）猶予できるものとします。

日本損害保険協会の相談窓口そんぽ ADR センター

ナビダイヤル： 0570-022808 受付時間： 9:15～17:00（土日祝日および 12 月 30 日～1 月 4 日を除く）

ホームページ参照： http://www.sonpo.or.jp/news/release/2018/1809_06.html

自然災害のあとの悪質業者に注意しましょう！

最近、ホームページや、チラシなどで無料で調査査定を行い給付金が支払われた場合、給付金の 35% の手数料を請求される悪質な手口を行う業者が見受けられます。このような支払う必要のない契約には注意が必要です。

地震保険などの、「無料で査定を行う」「保険金請求のお手伝いをします」などの勧誘には注意して、契約する前に、まず、ご加入先の損害保険会社または代理店に相談をしましょう。



なお、トラブルにあった場合などは、身近な消費生活センターや、188(消費者ホットライン いやや)にご相談をして下さい。

義援金詐欺に注意！

相手の確認はしっかりと！

- ・ 公的な機関・団体は、電話や訪問はしない。
- ・ 振込先(口座番号、名義)は、テレビ・新聞・ラジオ等で確認。



少しでも不審と思ったら・・・

警察相談電話 #9110に相談！

～過去の震災時に見られた主な事例～

市役所職員を装い家庭を訪問し、募金を求めた。

息子をかたり「職場で集めた義援金をなくしたのでお金を準備してほしい。」と現金を求めた。

公的機関と紛らわしい機関名をかたり「避難地確保のため寄付してください。」等と言って振り込ませようとした。

被災者を装いネット掲示板に「交通費を支援してほしい。」等と書き込み、支援金を求めた。

実在する団体の名称をかたり「災害支援基金への寄付をお願いします。」というファックスを送付し、実在団体とは別の個人名の口座に振り込ませようとした。

「仮設住宅に入っている人を老人ホームに入れたいので名義を貸してほしい。」と言い承諾を得た上、後日、「名義貸しは犯罪」と言って解決金を求めた。